

雇児発0607第1号  
平成25年6月7日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について

標記については、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号 <u>【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第1号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0330008号 平成17年3月30日</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について</p> <p>近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。</p> <p>このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 設備等</p> <p>(1) 小規模なグループによるケアは、各<u>グループ</u>において居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p><u>ただし、乳児院はその特性や役割に十分留意する必要があるため、①夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に就寝させるなどの運営が可能であること、②隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができること。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各<u>グループ</u>につき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員（<u>非常勤可</u>）を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>なお、管理宿直等職員は、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経 費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。</p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 設備等</p> <p>(1) 小規模なグループによるケアは、各<u>ユニット</u>において居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等（乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備）を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6. 職員</p> <p>小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として各<u>ユニット</u>につき児童指導員又は保育士（児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員）1名及び管理宿直等職員<u>1名</u>を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。</p> <p>なお、管理宿直等職員<u>1名</u>は、<u>非常勤職員</u>であり、<u>管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。</u></p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経 費</p> <p>小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める<u>保護単価を適用するものとする。</u></p> <p>9. 施設の指定等</p> <p>小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p>

改正後	現行
<p>なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、（3）による指定をしたときは、（3）①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）（2）において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（4）（3）の定めにかかわらず、平成<u>24</u>年度において<u>3か所以上</u>の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のとおり指定することができるものであること。</p> <p>（5）次の場合には認められないこと。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ <u>小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの</u></p> <p>（6）（略）</p> <p>別紙様式1（略）</p>	<p>なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、（3）による指定をしたときは、（3）①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）（2）において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。</p> <p>ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。</p> <p>イ ファミリーホーム（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。</p> <p>ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。</p> <p>②（略）</p> <p>（4）（3）の定めにかかわらず、平成<u>22</u>年度において<u>3か所</u>の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のとおり指定することができるものであること。<u>また、平成23年度において実施している小規模なグループによるケアについては、当局家庭福祉課長と協議して適切と認められるときは、1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定することができるものであること。</u></p> <p>（5）次の場合には認められないこと。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人（乳児院にあっては3人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては4人）を下回っているもの</p> <p>（6）（略）</p> <p>別紙様式1（略）</p>